

お知らせ&ご案内



役場の就業時間が変わります

人事院勧告による国の法律改正に伴い、平成21年4月1日から、役場の就業時間が次のとおり変更になります。

(旧) 午前8時30分～

午後5時30分

(新) 午前8時30分～

午後5時15分

問合せ先

上島町弓削総合支所総務課

TEL 0897-7712500

役場からゆうちょ銀行の口座への振込が可能になりました

4月から役場からの各種給付金、還付金などの振込先にゆうちょ銀行(郵便局)の口座が利用できるようになりました。

なお、ゆうちょ銀行(郵便局)の

口座の振込みには、振込用の口座番号等が必要となります。振込用の口座番号等については、お近くの郵便局(ゆうちょ銀行)にお問い合わせ下さい。

※定額給付金については、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

学校給食について

上島町の学校給食につきましては、児童・生徒の栄養を確保し、安全で信頼される給食の提供に努力していますが、給食材料の高騰により現状のままでは魅力ある学校給食の維持が困難になってきております。

このような状況の中で、来年度、今年度と同質の給食を提供するためには、材料費の値上がりにより一食あたり10円程度の給食費の値上げが必要となります。

そこで、町としても少しでもご家庭の負担を軽減すると共に子どもたちに安全で安心できる給食を提供するために、平成21年度につきましては、町が材料費の値上がり分10円を負担し、給食費の金額を変更することなく、今までと同質の学校給食を提供することといたしました。

今後も学校給食運営について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1食あたりの額

		小学生	中学生
20年度	給食費	220円	260円
	材料費	220円	260円
21年度	給食費	220円	260円
	材料費	230円	270円
	増 額	10円	10円

チャイルドシート購入助成金の申請を受付けます

上島町では、チャイルドシートの着用を促進し、乳幼児の死傷事故防止を図るため、チャイルドシートを新規に購入した保護者に、購入費の一部を助成します。ジュニアシートも対象になります。(平成21年4月1日から)

助成の対象者

①町内に住所を有し、親子が同居していること

②6歳未満(4月1日現在)の乳幼児をもつ保護者

③町税を滞納していない世帯

④国土交通省認証マーク入りチャイルドシートであること

助成額

5,000円(購入費10,000円未満・1/2) 1世帯1台1回限り

申請に必要なもの

①領収書(チャイルド(ジュニア)シート購入分であることがわかるもの)

②取扱説明書の写し

③保証書の写し

④振込先(申請者名義)がわかるもの(預金通帳またはその写し)

⑤認印

②③については、購入したチャイルド(ジュニア)シートが国土交通省の定める安全基準に適合するか確認するためです。適合するものには㊾マークが記載されています。確認できない場合は、カタログなどが必要となります。

※購入後1年以内に申請してください。

問合せ先

上島町各総合支所住民課

固定資産土地・家屋 価格等縦覧帳簿の 縦覧について

固定資産税における縦覧制度は、他人の土地や家屋の評価額と比較して評価額が適正かどうかを確認していただくための制度です。土地や家屋を所有している人は、資産の状況、評価額などをお確かめください。

縦覧期間

4月1日(水)から4月30日(木) 午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く

縦覧場所

各総合支所 税務担当課の窓口

縦覧範囲

土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地籍、価格を記載）及び家屋価格等縦覧公募（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載）で他の土地や家屋の評価額についても縦覧可能
※縦覧には必ず印鑑をお持ちください。
（代理人は委任状が必要です。）

■問合せ先
各総合支所 税務担当課

平成21年度狂犬病予防注射（犬の登録を含む）を実施します

生後90日を超えた飼い犬は、生涯1度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を、必ず受けなければなりません。

都合で集合注射を受けられなかった犬は、最寄の動物病院で注射を受けさせ、獣医師発行の注射済票を役場窓口まで持参し、上島町発行の狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

【料金】

◎登録手数料……………3000円
◎狂犬病予防注射……………2300円
◎予防注射済票交付手数料……………550円

【日程】

◎弓削地区 4月27日（月）・28日（火）

◎生名地区 4月26日（日）
◎岩城地区 4月28日（火）
◎魚島地区 4月28日（火）

【注射会場での注意】

・犬のフンは飼い主が責任を持って処理してください。
・犬を制御できる人が連れてきてください。
・噛み癖のある犬については、当日に申し出てください。
・病気または体調不良などの異常がある犬については、医師の指示を受けてください。

■問合せ先

弓削総合支所 生活事業課又は生名・岩城・魚島総合支所住民課

無料法律相談について

憲法週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談を実施します。

■日時 5月11日（月）午前10時～午後3時まで（事前の予約は受付しておりません。相談の受付は当日午前9時から行います。）

■場所 今治市常盤町4丁目5番地3 松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士
■主催者 愛媛弁護士会今治支部

■問合せ先

松山地方裁判所今治支部庶務課
TEL 089812310010

権限委譲について

平成21年4月1日から県の事務の一部が上島町へ移譲され、事務の担当窓口が変わりました。

平成21年4月から	平成21年3月まで	根拠法令等	業 務 内 容
上島町産業建設課 TEL (0897) 77-2500	県庁農林水産部漁港課	国有財産法	漁港区域の立入り及び境界確定に係る事務
	県庁土木部港湾海岸課	国有財産法	港湾隣接地域の立入り及び境界確定に係る事務
	県庁土木部都市計画課	租税特別措置法	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与することの認定関係等に係る事務

平成21年度の労働保険の年度更新について

事業主のみなさまへ

平成21年度から、労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の申告・納付時期は6月1日から7月10日までの40日間に変更になりました。この改正に伴い、労働保険年度更新申告書も、6月1日頃にお手元に届くようになります。

また、労働保険の納付時期（第2期分、第3期分）も変更になります。

■問合せ先

愛媛労働局労働保険徴収室
TEL 089193515202
又は最寄りの労働基準監督署まで

県政モニター募集について

県では、県政に関するアンケートへの回答、県政に対するご意見・ご提案、県政の広報活動などを行っていただく県政モニターを募集しています。

■募集人員 300名

■任期 委嘱の日から平成23年3月31日まで

■応募資格 満18歳以上の方（公務員を除く）

■応募方法 所定の応募用紙（県ホームページ及び市町、県の施設で配布）に必要事項を記入し、郵送又はメールにより県庁広報広聴課に提出してください。

公的機関を名乗る還付金詐欺にご注意ください!

公的機関の職員を名乗って電話をかけ、お金を振り込ませようとする還付金詐欺が東予地方で発生しています。「医療費や保険料などを還付（納めすぎのお金を返還すること）します」と言って、ＡＴＭ（現金自動受払機）へ行くよう誘導し、携帯電話で指示してお金を振り込ませようとする詐欺です。

役場などの公的機関が、携帯電話やフリーダイヤルへの電話を依頼したり、ＡＴＭの前に行くようお願いすることはありません。不審な場合は役場へ電話し、確認しましょう。

また、『定額給付金』による振り込め詐欺も予想されますので、だまされないように、ご注意ください!!

『携帯電話』を持って、『ＡＴＭ』へ行くように言われたら、『還付金詐欺』です。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700

FAX 089-946-5539

e-mail : seikatu-center@pref.ehime.jp

岩城総合支所産業振興課 TEL 0897-75-2500

せとうち交流館 TEL 0897-77-2252

生名総合支所産業建設課 TEL 0897-76-3000

魚島総合支所産業建設課 TEL 0897-78-0011

■応募締切 4月30日(木) 必着
■謝礼 モニター活動の状況に応じて図書カードを進呈します。
■問合せ先 県庁広報広聴課
TEL 089-912-2243
HPアドレス <http://www.pref.ehime.jp/h12200/monita/monitator.html>

4月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(水)	小	2:46	330	14:26	284	8:50	113	20:59	31
2(木)	小	3:50	309	15:24	261	9:53	137	22:04	53
3(金)	小	5:12	293	16:52	244	11:21	150	23:31	69
4(土)	長	6:42	293	18:37	248	—	—	13:03	141
5(日)	若	7:57	305	20:01	272	1:07	69	14:19	115
6(月)	中	8:53	320	21:03	303	2:25	56	15:12	84
7(火)	中	9:39	333	21:54	332	3:24	41	15:55	54
8(水)	中	10:19	341	22:39	354	4:13	31	16:34	30
9(木)	大	10:54	342	23:20	367	4:56	29	17:09	13
10(金)	大	11:27	337	—	—	5:36	37	17:43	4
11(土)	大	0:00	368	11:58	327	6:13	52	18:16	5
12(日)	大	0:37	361	12:27	312	6:49	74	18:48	13
13(月)	中	1:15	345	12:55	294	7:23	98	19:20	28
14(火)	中	1:53	324	13:22	274	7:58	124	19:52	48
15(水)	中	2:35	301	13:50	253	8:36	149	20:27	71
16(木)	小	3:24	278	14:21	232	9:23	170	21:09	95
17(金)	小	4:31	260	15:13	213	10:38	183	22:10	117
18(土)	小	5:59	253	17:18	202	12:45	180	23:47	130
19(日)	長	7:16	259	19:13	215	—	—	14:03	160
20(月)	若	8:07	270	20:18	242	1:24	126	14:41	136
21(火)	中	8:45	284	21:03	273	2:28	113	15:11	109
22(水)	中	9:18	298	21:42	305	3:15	97	15:39	80
23(木)	中	9:50	311	22:20	334	3:55	83	16:09	52
24(金)	大	10:22	322	22:57	357	4:32	73	16:40	26
25(土)	大	10:54	329	23:36	374	5:09	68	17:13	6
26(日)	大	11:28	331	—	—	5:47	69	17:48	-8
27(月)	大	0:16	381	12:03	328	6:26	76	18:26	-12
28(火)	中	0:59	378	12:42	319	7:08	89	19:08	-6
29(水)	中	1:45	366	13:25	305	7:54	105	19:54	9
30(木)	中	2:38	349	14:15	287	8:46	122	20:47	31

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

近所迷惑な野焼きはやめてください!

「近所で草木を燃やしていて煙たい、窓が開けられない、洗濯物に臭いがついて困る。又、家の近くで火災が心配です」といった苦情がよく寄せられます。

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは、一部の例外（農作業に伴い刈り取った雑草の焼却、暖をとるためのたき火など）を除いて法律で禁止されています。

廃棄物の野焼き禁止に違反した場合は、「5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方」に処せられます。

野焼き禁止の例外とされている行為でも、むやみに燃やしてよいというわけではありません。周辺の住民生活に支障を与え、苦情があった場合は指導の対象となりますので、**ご家庭で燃やすことはなるべく控えて、指定日にごみステーションへ出してください。**

どうしても燃やしたい場合は、

- 周辺の住民に声をかけてから燃やす。
- 一度にたくさん燃やさない。
- よく乾燥させてから燃やす。
- 風向きや時間帯を考えてから燃やす。
- 燃やしたまま放置しない。

などに注意して、ご近所に迷惑がかからないようにお願いします。

なお、詳細等につきましては、各総合支所の環境衛生担当課へお気軽にお問い合わせください。



弁護士による臨時無料電話相談

遺言電話無料法律相談

弁護士が無償で正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行いますので、お気軽にご相談ください。

■日時 **4月15日(水)**

午前10時～午後3時

TEL 089-941-6606

(当日のみ直通)

※面接相談は実施しません。

■主催 愛媛弁護士会

■問合せ先 TEL 089-941-6279

新しい人事評価制度を導入

上島町では、役場組織の活性化と職員の能力向上を図り、住民サービスの向上につなげることを目的に、平成21年4月1日から新しい人事評価制度を導入します。

新しい人事評価制度は、次の3つの方法で評価を行います。

- ①職務行動評価…職員の普段の職務遂行にあたっての評価
- ②目標達成評価…年度始めに各々で目標設定し、達成度を評価
- ③自己評価…職員自らが職務遂行を振り返り評価

町では、評価の公平性・客観性・透明性を確保し、職員がやりがいを感じ、年功序列ではなく、能力・実績を重視した適材適所の人材活用により個人の能力を最大限に発揮できる組織づくりを目指し、この制度の導入が住民サービスの向上につながる有意義な改革となるように取り組んでいくこととしています。

ご存知ですか？ 上島町ふるさと事業費補助金等交付制度

【目的】

この制度は、「新たな交流による人も自然も輝くまち・上島」をテーマとしたまちづくりのため、ふるさとを大切にする運動を地域住民等が主体又は一体となって実施する公共的活動に対して、その活動費(必要物品)の全部又は一部を補助(支給)することを目的とします。

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、次に掲げる事業で、町長が上記の目的を達成するため必要と認めたものとします。

- (1) ふるさとをきれいにする運動 → 町内公共的施設等の補修・清掃・緑化活動、町花・町木普及運動等
- (2) ふるさとをよく知る運動 → ふるさとの活性化に役立つイベントの開催等
- (3) ふるさとをよく伝える運動 → ふるさとの文化的財産の調査・研究等
- (4) ふるさと環境整備運動 → 町内の道路・側溝・公共施設の整備
- (5) ふるさとづくりを推進すること等町長が必要と認めた事業

【補助対象経費】

この事業の補助対象となる経費及び物品は、次に該当する事業にかかる経費で、予算の範囲内で町長が必要と認めた額及び物品とします。

- (1) 地域住民等の自発的な意向に基づく要望があり、町長が必要と認める事業。
- (2) 国又は県の補助を受けていない事業。ただし、国又は県の補助を受けている事業であっても、町長が必要と認めたものはこの限りでない。

※ 原則として(町長が必要と認めたものを除く)、地域住民等が、上島町内において労力の提供を伴い実施する事業で、当該事業に必要とされるものの原材料費及び原材料費相当部分並びに物品とします。ただし、他に転用又は個人の財産となり得る備品(製品)については補助対象としません。

※ 事業内容によって、補助限度額等を定めていますので、ご注意下さい。

この制度に関する詳細は、弓削総合支所企画情報課へお問い合わせ下さい。なお、制度の活用を希望する場合は、上島町各総合支所担当課において申請手続きを行ってください。

弓削総合支所企画情報課	77-2500(代)	生名総合支所総務課	76-3000(代)
岩城総合支所総務課	75-2500(代)	魚島総合支所総務課	78-0011(代)



会社を離職された方の国民年金の手続きについて！！

加入手続きは？

★会社に勤めて厚生年金保険に加入している20歳から60歳までの方が離職した場合は、国民年金の被保険者（第1号・第3号）になります。

国民年金の第1号被保険者の加入手続きは、住民票のある市町役場または社会保険事務所へ「**国民年金被保険者種別変更届**」に年金手帳を添えて提出ください。

（第3号被保険者であった配偶者についても手続きが必要です。）

離職により第3号被保険者となる場合は、「**国民年金第3号被保険者該当関係届**」を配偶者の勤務する事業所を経由して、事業所を管轄する社会保険事務所へ提出ください。

国民年金の加入者は次の3種類となっています。

- 第1号被保険者…自営業者、学生や会社を離職された方などとその配偶者
- 第2号被保険者…厚生年金保険、共済組合等に加入している方（会社員、公務員など）
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

離職（失業）による保険料免除をご存知ですか？

★国民年金保険料には、保険料免除制度があります。

免除の承認は、被保険者・配偶者及び世帯主の前年の所得を基準に決定されることとなっていますが、**失業等により現在収入がない場合は、特例により認められる場合がありますので、年金手帳・印鑑（ご本人が署名する場合は不要）及び失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証等ご持参**のうえ、住民票のある市町役場に免除申請をしてください。

なお、保険料が免除された期間は、将来受ける年金の受給資格期間（25年）に算入され、年金額にも一定の割合で、算入されることとなります。

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存知ですか？

20歳になれば、学生の方も、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

学生納付特例制度は、所得が少なく保険料を納めることが困難な学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

○**ご本人の所得のみで審査します。** 一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主等の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定します。

申請は毎年度必要です。

○**手続きされる方は** お住まいの（住民票のある）市町役場の国民年金担当窓口または社会保険事務所で行ってください。〔必要なもの〕年金手帳・学生証または在学証明書・印鑑（ご本人が自署する場合は不要）

○**手続の簡素化について** 前年度に学生納付特例制度が承認された方でハガキ様式の申請書が送付された方について、引続き学生納付特例制度を申請する場合は、ハガキ様式の申請書に学校名、氏名、住所等を記入のうえ郵便ポストへ投函ください。

○お問い合わせは、上島町役場各総合支所住民課またはお近くの社会保険事務所へ

★社会保険庁アドレス ⇒ <http://www.sia.go.jp/>